

vol. 2204

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 2019年度春闘交渉 今秋の賃金確定交渉に向けて課題整理
 - 両教組春闘教育長交渉
 - 地公労春闘知事交渉
- シリーズ～教室から国会へ～「みずおか俊一」に聞く⑥

2019年度春闘交渉 今秋の賃金確定交渉に向けて課題整理

○ 両教組春闘教育長交渉 5月17日(金) 15:30~18:55 県庁別庁舎7階教育委員室 長時間労働是正、臨時・非常勤教職員の待遇改善、労安体制の確立等様々な要求を伝える

5月17日、高教組・県教組合同で、工藤利明教育長に対し、「両教組春闘教育長交渉」を行いました。高教組からは支部・単組・専門部代表および本部執行委員23名で参加し、4月19日付けの要求書にもとづき、賃金・勤務労働条件などについて交渉を行うとともに、教育条件整備等に関する要望を伝えました。

冒頭、岡部勝也両教組協議会議長(県教組委員長)から、「学校はすでにスタートし、新たな課題も出てきている。現場に元気を取り戻すために前を向いて進んでいきたいと考えているので、現場実態を含めた意見を聞いてもらい、いい交渉にしていきたい。」と述べ、これに対し、工藤教育長は「様々な課題はあるが特に長時間労働是正に向けては着実にとりくんでいきたい。本日は学校現場の現状を聞いて誠実に対応したい。」と述べ交渉に入りました。

はじめに、教育長からの下記の通りの回答書を手交した後、教育長からの補足説明がありました。

《教育長補足説明》

○「賃金等に関する事項」につきましては、文書で回答したとおり、今後、人事委員会の勧告等をまっ

て話し合いたいと考えているが、本日は皆さん方の要求の趣旨を充分伺いたい。

○「賃金等の改善」については、昨年度、教育職給料表等の号給継ぎ足しが行われたところ。

○「臨時及び非常勤の教職員の賃金引上げ」については、

5月17日回答(冒頭)

平成31年4月19日付けで要求のあったことに対して、下記のとおり回答します。

記

- 1 賃金及び諸手当に関する事項については、今後、人事委員会の勧告等をまっ、誠意をもって話し合っていきたい。
- 2 労働時間短縮、休日・休暇制度に関する事項については、誠意をもって話し合っていきたい。
- 3 定年制については、地方公務員法上、国の定年を基準として条例で定めることとされているので、今後とも国の動向を見守っていきたい。
- 4 労働安全衛生に関する事項については、今後とも努力していきたい。
- 5 その他の勤務条件に関する事項については、今後とも誠意をもって話し合っていきたい。

令和2年4月の改正地方公務員法等の施行に向け、適切に対応していきたいと考えているが、皆さん方の意見は、労使協議の場である「臨時・非常勤見直しに係る事務的協議」において伺いたい。

○「定年制については、文書回答したとおり、地方公務員法上、国の定年を基準として条例で定めることとされていることから、今後とも国の動向を見守りたい。

○「労働安全衛生に関する事項」については、文書回答したとおり、今後とも努力したい。

=====

引き続き、項目ごとの議論に入り、私たちの主張に対し以下のような見解が示されました。

賃金に関する要求

●人事委員会勧告について、統計の不正等もあり不安が大きい。ここ2年は子に係る扶養手当の改善で較差を埋めた形になっているが全員に行き渡っているわけではない。私たちの主張を関係機関に伝えてほしい。

⇒公民較差解消が基本である。現場の状況は関係機関に伝えていく。人勤を待って誠意を持って対応する。

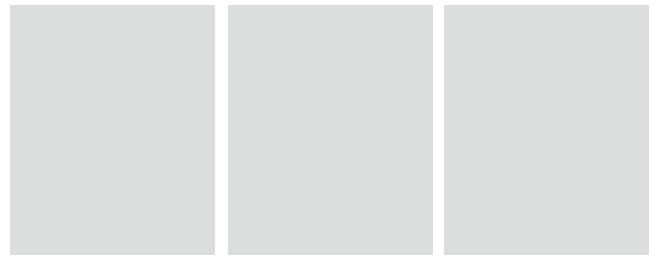
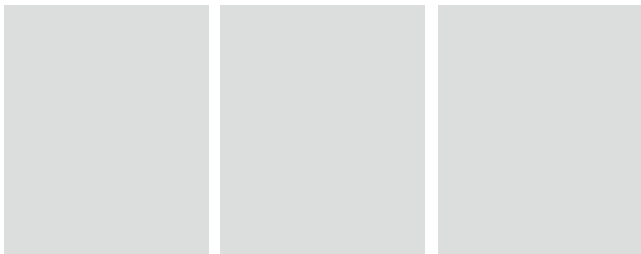
●教職員評価システムについて、勤勉手当への人事評価の反映に関して、一部がすでに数回上位評価をもらっているという現状がある。これではモチベーションは維持できない。

⇒評価制度に対する認識は変わっていない。すべての教職員にチャンスがある。適正な運用ができるよう今後も事務的協議を通じて引き続き話し合っていく。

●現業職員に関わる課題解決について、事務補佐員については人数も減ってきている。働き方を見て見合った処遇を。⇒今年度も事務的協議を行う。

●臨時非常勤教職員の待遇改善について、今年も臨時・非常勤教職員の枠が埋まらない学校が複数あり、現場は非常に苦しい思いで働いている。障害児学校の専門スタッフの働き方に制約がある。来年度からの法改正施行に合わせ働きやすい条件整備をお願いする。

⇒人員不足は認識している。うまくいくとくみを考え何とかしなければならぬと常日頃から思っている。また、



来年度の改正地方公務員法等の施行に向け、「臨時・非常勤見直しに係る事務的協議」において協議をしていきたい。

●通勤手当について、高速道路で休日部活動に行くのは完全な赤字となる。若い人が増え、部活動を持ってもらうためにはその分の見返りがないとやる気も出なくなる。⇒もらった意見を受け止め、関係機関に伝える。

労働時間短縮、休日・休暇制度に関する要求

●長時間勤務是正について、休憩時間の確保さえも難しいのに、「早く帰りましょう」と教頭から声をかけられてもどうしようもない。抜本的な改革が必要である。タイムレコーダーの扱いが本来の目的とは逸脱している状況を聞く。毎年管理職に対して研修を行いその目的を確認するとともに、業務削減の意識をしっかりと持たせるような指導が必要である。また、舎監業務の勤務の割り振りはずべての該当校でできるようにしてほしい。

⇒上限規制等に関しては条例改正に向けて現在動いている。引き続き内容については勤務実態改善検討会で協議を行う。

地方行革・公務員制度改革・「教育臨調」に関する要求

●教職員の採用等について、障害者雇用については万全のサポート体制を。特定の科目に人がいない現状がある。学校事務採用の復活を。学校司書採用について、年齢制限を上げ、現在臨時で働いている人が受験できるように。養護教諭の採用については、今後も現在と同じ形での選考を。⇒今後も採用を拡大していく。今年の募集要項はすでに発表したが、幅広く受けやすくなるような工夫をしているつもり。先日の新聞報道のようなことはあり得ないので心配する必要はない。

●第三次大分県特別支援教育推進計画について、今後のとりくみは現場の意見をしっかりと聞いて課題が解決するようにしてほしい。支援学校の在籍者が増え続けている状況である。いずれは地域の学校で学ぶことが本筋であると考えている。

=====

ひと通りの議論を終え、具体的な回答は得られていませんでしたが、18：55に交渉を終えました。

○地公労春闘知事交渉

5月22日(水) 15：00～17：45 県庁本庁舎4階人事課分室

賃金引上げ、臨時・非常勤教職員の待遇改善、長時間労働是正、評価システム等について議論

5月22日、大分県地方公務員労働組合共闘会議（地公労：議長 岡部勝也県教組委員長）は「春闘知事交渉」を行い、高教組からは支部・単組・専門部代表および本部執行委員計23名が参加しました。広瀬勝貞知事の全権委任を受けた二日市副知事を相手に行った本交渉では、5月17日に行った教育長交渉からの積み上げとして、賃金の引き上げ、長時間労働是正、評価システム、人材確保などを重点として議論を行いました。

冒頭、岡部議長は「通常より1か月遅い春闘交渉となったが、様々な課題を共に解決していけるよう秋の賃金確定交渉に向けて有意義なものにしていきたい。」と伝えました。それに対し二日市副知事は、「本日の交渉は、それぞれの任命権者交渉での議論を踏まえての交渉であるので、その点を十分踏まえて対応していきたい。」と述べ、交渉に入りました。まず、二日市副知事より、文書回答が示され、以下のような補足説明がありました。

4月10日回答

1. 賃金及び諸手当に関する事項については、今後、人事委員会の勧告等を待って検討したい。
2. 労働時間短縮、休日・休暇制度に関する事項については、今後とも努力していきたい。
3. 定年制については、地方公務員法上、国の定年を基準として条例で定めることとされているので、今後とも国の動向を見守っていきたい。
4. 労働安全衛生に関する事項については、今後とも努力していきたい。
5. その他の勤務条件に関する事項については、今後とも誠意を持って話し合っていきたい。

《副知事補足説明》

○「賃金に関する事項」については、従来からのルールに従い、人事委員会勧告をまって皆さん方との話し合いをお願いしたいし、人事委員会勧告の取扱いについては、これまでと同様、誠意をもって対処したい。また、技能労務職の方々の諸手当等、人事委員会の勧告等に準じて対応してきたものについては、これまでどおり、人事委員会勧告等をまって検討したい。

○「労働時間短縮、休日・休暇制度に関する事項」については、時間外勤務の縮減について、勤務時間管理システムやタイムレコーダーにより、勤務時間を適正に把握することと合わせ、事業のスクラップ・アンド・ビルドや業務効率化等に、引き続き努力したい。また、休暇制度については、これまで一定の努力をしてきたところであるが、今後とも、努力したい。

○「職員の定年に関する事項」のうち定年年齢の延長については、引き続き国の動向に留意したい。

○「労働安全衛生に関する事項」については、今後ともその重要性を十分認識し、努力したい。

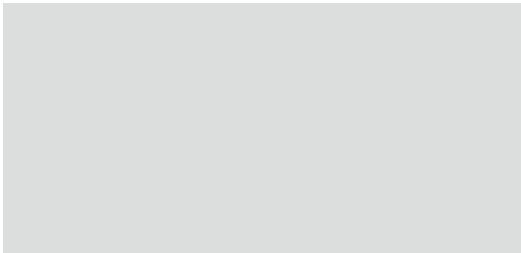
○その他の勤務労働条件に関する事項についても、引き続き誠意を持って話し合っていきたい。

=====

引き続き、項目ごとの議論に入り、私たちの主張に対し、以下のような見解が示されました。

賃金に関する要求

●公民較差は昨年、一昨年と扶養手当の改定で埋められたが、較差解消は給与改定によるのが基本だと思う。どのような見解か。
→ベースは基本給での改定が原則だが、国と地方の運用は



異なっている。他県の状況を見極め、均衡の原則も考えて対応する。

●「給与制度の総合的見直し」に係る現給保障が来年3月で終了となる。高齢層の職員にとっては大きな打撃となる。秋の交渉の重点となることを確認しておきたい。

→大分県は国よりも2年長い5年間の経過措置を行ってきた。最大限の努力をしたつもりである。思いは受け止めるが理解してほしい。

●評価システムについて、評価者研修がよく言われるが、目標達成に向けてどのようなアドバイスができるかについての研修も必要では。

→職員とのコミュニケーションが前提となる。単年度で成果が出ないものはプロセスなどで評価する方法もある。よりよい制度となるよう考慮していく。

労働時間短縮、休日休暇制度および諸権利に関する要求

●長時間労働是正について、管理職が責任者としての自覚があるかどうか。業務削減を行わず、ただ「早く帰れ」と言っても無理な注文である。管理職の意識を変え、抜本的な改革が進むようにすることが必要である。

●同じような議論を長い間行っているという感覚である。負担を軽くしようと思えばやはり人を増やすことである。→何を削ればよいか職場でも考えているとは思いますが、なかなか減らない現状である。定数等の関係もあり人をただ増やすことも出来ない。また、人を増やしたからといってすべてが解決するとも限らない。管理職の責任のもと、職員も工夫しながら少しでも効果が上がっていくことをやっていかなくてはならない。今回の意見については教育委員会にも伝えていきたい。

地方行財政・公務員制度改革・「教育臨調」に関する要求

●本日双国校の今後のことについての地域説明会が開かれることになっている。どのような方向性かまだ具体的には何とも言えないが、地方の学校はやはり大事にしていくべきだと考える。

●「第3次特別支援教育推進計画」に関連して、昨年はおもう・ろう学校の新校舎・寄宿舎の設計で動きがあったが、私たちの声が十分反映されたとは言い難い。今後、別府地区の再編や高等支援学校の新設などについても十分に現場の意見を聞いてもらいたい。

10分間の休憩をはさみ、副知事から次のような文書回答と補足説明がありました。

5月22日回答(最終)

平成30年度の人事委員会勧告の取扱いについては、労働基本権制約の代償措置として維持尊重するという基本姿勢に立って、給与が勤務条件の基本に係る重要な事項であることに鑑み、これまでどおり努力していきたい。

《副知事補足説明》

○地方公務員給与は、給与の公民比較に基づいた人事委員会勧告を尊重すべきであるという基本姿勢に立ち、皆さん方との話し合いを経て、議会の議決により決定する仕組みであることは十分理解しているので、今年の人事委員会勧

告の取扱いについては、ただいま申し上げた回答のとおり、これまでどおりの取扱いをしたい。

○本日の交渉の中で、皆さん方から要求や指摘のあった事項については、職場環境の改善等を含めて、所管する任命権者に伝え、引き続き行われる当初予算交渉において話し合っていきたいし、また、秋に行われる給与改定交渉に向けて、これから誠意を持って検討したい。

=====
これを受けて岡部議長は「本日の議論に引き続き、秋の賃金確定交渉でもさらなる対応をお願いしたい。」と述べて、17時45分に交渉を終了しました。

シリーズ
教室から国会へ

第25回参議院議員通常選挙
全国比例区立候補予定者
「みずおか俊一」に聞く⑥

Q 水岡さんが考える、学校・教育現場の減災・防災に関わる政策を教えてください。

A 兵庫県教組の役員だった1995年1月17日に「阪神・淡路大震災」を経験しました。自然災害の多いこの国の減災、防災、災害時、復興時の体制づくり

は避けて通れない課題です。東日本大震災以降、学校の耐震化は急速に進みましたが、避難所になる体育館等の非構造物の安全性の確



保、冷暖房の整備等、改善点はまだまだたくさんあります。子どもをはじめとする災害弱者、避難所運営にあたる自治体職員・教職員のケアやサポートする体制強化も必要です。これからも災害に対する継続したとりくみをライフワークにしていきたいと考えています。皆さんの声をぜひお聞かせください。〈完〉



プロフィール◎1956年兵庫県生まれ。県立豊岡高校から奈良教育大学に進学。兵庫県三木市の公立小中学校とニューデリー日本人学校で教職に就く。90年から兵庫県教職員組合に勤務し、04年に参議院議員選挙(兵庫県選挙区)初当選。10年に2期目当選。11年内閣総理大臣補佐官、13年参議院内閣委員長を歴任。
住所◎神戸市 趣味◎テニス、スキー、星の写真 他

衆議院議員選挙と参議院議員選挙では
比例代表選挙の制度が大きく違います

衆議院議員選挙の比例代表選挙は全国11の選挙区(ブロック)ごとに実施され、有権者は「政党名」で投票します。

参議院議員選挙の場合は、全国を一つの選挙区として実施され、有権者は政党名か、当選させたい「候補者名」のいずれかで投票します。政党名と「候補者名」の得票数の合計に応じて各政党の議席数が決まり、当選者は「候補者名」の得票数が多い順に決まります。

● 比例代表選挙の制度の違い

衆議院選挙		参議院選挙
11ブロックに分ける	選挙区	全国を一つの選挙区とする
できる	重複立候補	できない
政党名のみ	投票方法	政党名 or 候補者名
拘束名簿方式	当選者の決定	非拘束名簿方式

